

「今後の幼児教育のあり方について」 (伊丹市学校教育審議会答申の概要)

答申日：平成 22 年 9 月 14 日

はじめに

- ・公立幼稚園の就園者が減少し、その活性化が課題となるなか、伊丹市教育委員会は平成 18 年 4 月、今後の幼児教育のあり方について伊丹市学校教育審議会（以下「前回審議会」という）に諮問した。
- ・しかし、同審議会と伊丹市福祉対策審議会の合同部会（以下「合同部会」という）において幼保総合（一体化）施設が「今後の検討課題」と位置づけられ、答申（平成 20 年 2 月）では、公立幼稚園の適正規模・適正配置についても、同様に「今後の検討課題」と位置づけられた。
- ・本審議会は、前回同様、合同部会を設置し、本市における幼保一体化施設の導入について、公立幼稚園の状況及び前回審議会答申の方向性を踏まえて審議した。

1. 公立幼稚園の現状と課題

- ・公立幼稚園を 1 小学校区に 1 園設置していることが特色であるが、公立幼稚園の就園者は、ピークであった昭和 52 年度の 2,341 人（5 歳児のみ）から、平成 22 年度は 1,243 人（4 歳児 613 人、5 歳児 630 人）と半分強になっている。
- ・平成 13 年度から 22 年度までの 10 年間で、4 歳児・5 歳児とも 1 クラスしかない状況が、10 年間続く園が 2 園、9 年間の園が 3 園ある。また、平成 22 年度入園者数（4 歳児）が少ない園をみると、15 人（1 園）、20 人（1 園）、23 人（2 園）などとなっている。
- ・各園に一定数の幼児数を確保し、集団による教育の効果が十分発揮できる体制づくりが課題。
- ・一方、保育所は入所者が増加傾向にあり、保育所待機児童は平成 22 年 3 月 1 日現在、0 歳児～2 歳児が 323 人、3 歳児～5 歳児が 74 人の合計 397 人に上っている。
- ・待機児童解消は本市の喫緊の課題。伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画では、平成 26 年度までに認可保育所の定員について 340 人の定員増を図ることとしている。

2. 国における幼保一体化への取り組み状況

- ・平成 18 年 10 月の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」の施行により、認定こども園制度が始まった。
- ・国において現在、幼稚園と保育所を「こども園」（仮称）に一本化し、行政も「子ども家庭省」に一元化することなどを内容とする「子ども・子育て新システム」が検討されているが、現時点においては、国・兵庫県とも認定こども園制度を推進している。
- ・特に兵庫県は積極的な推進姿勢を打ち出しており、平成 22 年 4 月 1 日現在の認定こども園認定件数は 31 件（うち 1 件は本市にある私立の幼稚園型）と、全国で 4 番目に多い。

3. 審議経過と今後の方向性

（1）幼保一体化施設について

- ・認定こども園制度に関し、今回改めて合同部会において今日的視点から検討した。

- ・ 前回の合同部会で指摘されていた 施設類型によっては十分な保育内容が担保されないおそれがあること 直接契約によるデメリットが懸念されること等の課題という2点の問題点については、幼保連携型で実施することを前提にすれば、保育環境や適正な料金を担保する法整備がなされていることや国による財政措置が講じられていることなどから、いずれも懸念は解消されている。
- ・ 就園者が減少し集団による教育の効果が十分発揮しにくい幼稚園については、一定数の子ども集団の確保や異年齢保育の実施などにより、幼児教育の充実を図るとともに、就学前のすべての子どもが幼児教育を受けることができる。
- ・ 子育て支援事業が法律で義務付けられており、在宅の子育て支援の充実が期待される。
- ・ 従って、本市においては今後、幼保連携型認定こども園を整備していくことが望ましい。

(2) 認定こども園制度を活用すべき公立幼稚園について

- ・ 合同部会において、保育所の待機児童数が最も多いのは、公立幼稚園のブロック園区では、Aブロック（本市中心部）であり、同ブロック内の公立幼稚園において認定こども園制度の活用を検討すべきであると結論。これを受けて本審議会は、他ブロック内において活性化が急務となっている園も含めて審議し、次の方向性をまとめた。

すずはら幼稚園

- ・ Aブロック内の4園のうち、すずはら幼稚園は▷唯一、過去10年継続して単学級園であったうえ、この間の延べ就園者数が神津幼稚園に次いで少ない▷過去5年の4歳児就園者は各年20人～25人ととどまっている▷今後も就園者が増える見込みがない ことなどから、同園に保育所機能を付加して幼保連携型認定こども園にすることにより、一定数の子ども集団を確保し、異年齢交流なども行って幼児教育の充実を図るのが望ましい。

神津幼稚園

- ・ Cブロック（神津地区）にある神津幼稚園は、▷平成22年度就園者が4歳児15人、5歳児19人であり、前回審議会答申で「統合も視野に入れて適正規模を検討することが必要」とされた基準（4歳児・5歳児とも単学級の園で各クラス20人を割るような状況）に該当する。しかし、▷神津幼稚園はCブロックにおいては唯一の幼稚園であり、統合対象にすると、他に通える幼稚園が存在しなくなる▷市立神津保育所も公立保育所の中では唯一、定員を下回っている▷神津地区で今後、子どもの数が増える見込みがない ことなどから、神津幼稚園は神津保育所と統合し幼保連携型認定こども園にすることにより、一定数の子ども集団を確保し、異年齢交流なども行って幼児教育の充実を図るのが望ましい。

(3) 認定こども園の設置主体について

- ・ 設置主体は、市民にとって重要な論点であり、活発な議論が行われたが、公立を望む意見と私立を望む意見の両方が出された。
- ・ 合同部会においては「公立であろうが私立であろうが、認定こども園制度の推進に影響を与えるものではない。そのブロックの幼稚園や保育所の設置状況なども十分に考慮しながら、行政で検討すること」との方向性が確認された。
- ・ 本審議会は、設置主体を公民どちらかに絞ることはせず、市の財政や人事などさまざまな行政課題を考慮し、また本審議会の議論も参考にしながら市で判断することとする。

(4) 公立幼稚園の通園区について

- ・就園待機者を少なくするため、平成10年度から市内を6区域に分けたブロック園区制を実施。
- ・しかし、17幼稚園のうち2園が今後、認定こども園として整備されるとき、認定こども園ではなく公立幼稚園に通いたいという人があった場合、Aブロックでは他の3園に申し込めるが、神津幼稚園しかないCブロックにおいては他に選択肢がなくなってしまう。また、認定こども園として整備される2園のうち1園でも公立となった場合、その認定こども園に当該ブロック以外から申し込めないことになる。
- ・従って認定こども園の開設に伴い、ブロック園区制は廃止し、全市1園区とするのが望ましい。

4. 配慮すべき事項

- ・伊丹市立幼稚園の施設を活用した認定こども園の整備や幼稚園と保育所の統合は、新たな施策であり、十分な準備のもと、円滑に進める必要があることから、次の点について可能な限り配慮することを望む。

法人選定

- ・設置主体を民間法人とする場合、法人選定に当たっては、地域活動の拠点の一つでもあった公立幼稚園からの転用という点に考慮し、選考基準作りなどにできるだけ地元住民の意見が反映されるようにすること。

保育料

- ・設置主体を民間法人とする場合、保育所部分の保育料は当該法人が定めることとなるが、現行の公私立保育所の料金体系を基本とした適正なものとなるよう、十分な指導を行うこと。
- ・幼稚園部分の入園料・保育料については、現行の私立幼稚園就園奨励費補助金の充実を図るなどして、公私間格差の是正に努めること。

幼稚園教諭と保育士の合同研修

- ・幼稚園教諭と保育士が協力して幼児教育の向上に取り組めるよう、また幼稚園教育の本質である遊びを通じた学びの保障ができるよう、十分な研修を行うこと。

おわりに

- ・本審議会は、市教育委員会から前回審議会の方向性を踏まえた、本市における幼保一体化施設の導入について諮問を受け、福祉対策審議会との合同部会を2回、本審議회를4回開催して審議を行った。
- ・福祉対策審議会は保育所待機児童の解消、本審議会は幼児教育の向上という互いに異なる観点からの審議であったが、17園ある公立幼稚園のうち2園を幼保連携型認定こども園にすることについて共通の方向性を打ち出すことができた。
- ・しかし、前回審議会の答申で示された、公立幼稚園の適正規模・適正配置についての方向性に沿い、今後も園の活性化に向け継続した検討が必要である。